

原子力発電所再稼働に関して国の慎重な対応を求める意見書

政府は、今般、本町から 120 km しか離れていない福井県にある関西電力大飯原子力発電所 3 号機及び 4 号機について、現状のままでは、今夏、電力不足に陥る可能性があるとの判断から、急遽定めた安全基準により安全性を確認し、地元自治体である福井県やおおい町に再稼働に向けての協力要請を行ってきた。

ここまでに至る経緯を見ると、昨年 7 月に、当時の内閣総理大臣が、突然、原子力発電所の再稼働の条件としてストレステストを課すことを決めたことから、定期検査入りした原子力発電所が停止したままとなり、結果として、全国各地の原子力発電所が稼働できない状況となったものである。それが一変し、今回の大飯原子力発電所の再稼働に際しては、従来のストレステストのルールに追加する形で、わずか 3 日間で新たな安全基準が策定され、この基準に基づき安全性を確認したとされている。

今回の新たな安全基準は、本来は独立した権限と機能を持つ原子力安全委員会の審議を経て決定すべきものである。そして何よりも、福島第一原子力発電所事故の検証が十分にできていない状況で、このような重要な基準が、審議の状況を国民に公開することなく策定されたことに対し、大きな疑問を抱くものである。

事故調査委員長も再稼働に関して「理解できない」と批判していることや 30

項目の安全対策さえ満たしていないのに事故を防止できると断定することはできない。

電力不足の心配をするなら、電力会社相互の融通協力体制、稼働していない自然エネルギーの活用、節電などについて真剣な対策をとるべきであるし、危険な原子力発電から脱するための期限を決めたプログラムの作成が急がれるところである。よって、国においては、大飯原子力発電所をはじめとする原子力発電所の再稼働の判断にあたっては、福島第一原子力発電所事故の十分な検証を踏まえ、独立した権限と機能を持つ原子力安全委員会の審議等、中立性が確保された手続を経た上で新たな基準を策定し、その基準に基づき慎重に行うとともに、原子力発電の安全性及び再稼働の必要性について丁寧な説明を行う等、立地自治体をはじめ周辺自治体も含めた自治体関係者や住民の理解を十分に得ることを強く求める。

以上の通り、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 24 年 6 月 18 日

奈良県広陵町議会

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 経済産業大臣

内閣府特命担当大臣（原子力行政） 内閣官房長官 各位